

(案)

答 申 第 ● 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

三重県知事 一 見 勝 之 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）に
ついて（答申）

令和 7 年 8 月 2 5 日付け総務第 1 5 - 1 5 号で諮問のありました
このことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）については、
諮問のとおりで差し支えない。

(案)

資料 11

答 申 第 ● 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓
令（案）について（答申）

令和 7 年 8 月 2 5 日付け教委第 0 1 - 4 0 号で諮問のありました
このことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）に
ついては、諮問のとおりで差し支えない。

(案)

資料 11

答 申 第 ● 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

三重県警察本部長 敦 澤 洋 司 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県警察における公文書の管理に関する訓令の一部
を改正する訓令（案）について（答申）

令和 7 年 8 月 2 5 日付け総発第 4 0 7 号で諮問のありましたこの
ことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県警察における公文書の管理に関する訓令の一部を改正す
る訓令（案）については、諮問のとおりで差し支えない。

(案)

答 申 第 ● 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

三重県人事委員会 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部を改正
する訓令（案）について（答申）

令和 7 年 8 月 2 5 日付け人委第 6 7 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）については、諮問のとおりで差し支えない。

(案)

答 申 第 ● 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

三重県監査委員 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県監査委員公文書管理規程の一部を改正する訓令

(案) について (答申)

令和 7 年 8 月 2 5 日付け監査第 2 8 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県監査委員公文書管理規程の一部を改正する訓令 (案) については、諮問のとおりで差し支えない。

(案)

答 申 第 ● 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

三重県労働委員会会長 大塚 耕二様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県労働委員会公文書管理規程の一部を改正する訓
令（案）について（答申）

令和 7 年 8 月 2 5 日付け三労委第 3 4 号で諮問のありましたこの
ことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県労働委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）に
ついては、諮問のとおりで差し支えない。

(案)

答 申 第 ● 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

三重県企業庁長 河北 智 之 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県企業庁公文書管理規程の一部を改正する管理規
程（案）について（答申）

令和 7 年 8 月 2 5 付け三企第 0 1 - 2 8 号で諮問のありましたこ
のことにについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県企業庁公文書管理規程の一部を改正する管理規程（案）に
ついては、諮問のとおりで差し支えない。

(案)

答 申 第 ● 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓
令（案）について（答申）

令和 7 年 8 月 2 5 日付け三病第 9 3 号で諮問のありましたこの
ことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県病院事業庁公文書管理規程の一部を改正する訓令（案）に
ついては、諮問のとおりで差し支えない。

(案)

資料 11

答 申 第 ● 号

令和 7 年 8 月 2 5 日

公立大学法人三重県立看護大学
理事長 片 田 範 子 様

三重県公文書等管理審査会
委員長 原 田 大 樹

公立大学法人三重県立看護大学公文書管理規程の改正
(案) について (答申)

令和 7 年 8 月 2 5 日付け法三看大第 4 1 号で諮問のありました
このことについては、下記のとおりお答えします。

記

公立大学法人三重県立看護大学公文書管理規程の改正 (案) につ
いては、諮問のとおりで差し支えない。